

奈良県  
カ シバ  
香 芝 市

市町村コード 292109

平成22年度

市民税 特別徴収のしおり  
県民税

《注》平成23年度給与支払報告書（総括表）は送付致しませんので、  
14ページの給与支払報告書（総括表）をご利用ください。

○送付書類一覧

1. 平成22年度 市・県民税 特別徴収のしおり
2. 平成22年度 市・県民税 特別徴収税額通知書  
(納税義務者用)
3. 平成22年度 市・県民税 特別徴収税額通知書  
(特別徴収義務者用)
4. 納入書綴



香芝市役所

総務部税務課市民税係

〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

TEL 0745-76-2001

FAX 0745-78-3830

内線 141・142

## 目 次

	ページ
○市・県民税の課税のしくみと徴収方法……………	1
○特別徴収事務……………	1～2
○退職所得にかかる市・県民税の特別徴収……………	3
○納入取扱金融機関……………	4
○納入書の記入のしかた……………	5
○税額の計算方法……………	6
○給与所得者異動届出書記載例……………	8
○給与所得者異動届出書（提出用）……………	11
○特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書……………	12
○特別徴収への切替書……………	13
○平成23年度給与支払報告書（総括表）……………	14

## 市・県民税の課税のしくみと徴収方法

### 1. 納税義務者

平成22年1月1日現在、香芝市に住所を有する個人で前年中に所得のあった人。

### 2. 課税されない人

- (1) 平成22年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の人
- (3) 均等割が課税されない人
  - ① 均等割のみが課税される人のうち平成21年中の合計所得金額が、控除対象配偶者又は扶養親族を有しない場合で、28万円以下の人には均等割が課税されません。
  - ② 均等割のみが課税される人のうち平成21年中の合計所得金額が、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、28万円に本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に16万8千円を加えた金額以下の人には均等割が課税されません。
- (4) 所得割が課税されない人
  - ① 平成21年中の総所得金額等の額が、控除対象配偶者又は扶養親族を有しない場合で、35万円以下の人には所得割が課税されません。
  - ② 平成21年中の総所得金額等の額が、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合で、35万円に本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に32万円を加えた金額以下の人には所得割が課税されません。

### 3. 特別徴収と普通徴収

- (1) 特別徴収とは、給与の支払いをする人が、給与の支払を受ける人（納税者）から毎月、市・県民税を徴収し、取りまとめて納入していただく制度で、その給与の支払をする人を特別徴収義務者といいます。
- (2) 普通徴収とは、市役所から納税者に直接納税通知書を送付し、納税者が自分で納付する方法をいいます。
- (3) 平成21年中に給与の支払（俸給、給料、賃金、歳費、賞与等）を受け、現在引き続き支払を受けている人について

は、原則として特別徴収の方法により市・県民税を徴収することになっています。（地方税法321条の3）

- (4) 特別徴収により徴収する税額は、原則として、給与所得と給与所得以外の所得に対する所得割額及び均等割額の合計額ですが、給与所得以外の所得がある人については、申告等により、給与所得以外の所得に対する所得割額を普通徴収にする場合があります。

## 特別徴収事務

### 1. お届けした書類

- (1) 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

この通知書は、納税者に市・県民税をお知らせするものですから、ミシン線より切り取って、各納税者にお渡ししていただくようお願いします。
- (2) 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）

この通知書の上欄は、特別徴収をしていただく全員の年税額及び月割合計額を記載しております。下欄は、個人別の月割額を記載しておりますので、これにより徴収してください。

なお、原則として、給与支払報告書に基づき、税額を算出しておりますが、所得税の確定申告書を提出された方や、調査に基づき他の所得が合算されている場合、所得金額や所得控除額が変更になっている場合があります。
- (3) 市・県民税特別徴収納入書（納入用紙）

徴収いただいた市・県民税を月々納入していただく用紙です。なお、地方税納入サービス等を利用され通常納入書を必要とされない特別徴収義務者には、予備として2部同封しておりますので、退職所得等にかかる市・県民税の納入などにご利用ください。

## 2. 納入方法

- (1) 平成22年6月から（年度途中で通知書を受け取った場合は、その通知書に徴収金額の記入されている最初の月から）23年5月まで、毎月給与支払の際に各人の市・県民税の月割額を徴収し、取りまとめて納入してください。
- (2) 納税者が、年度途中で本市から他の市区町村へ転出されても、平成23年5月分までは、引き続き本市へ納入してください。

## 3. 納期限

- (1) 納期限は、月割額を徴収いただいた翌月10日（この日が土曜日の時は翌々日、日祝日の時は翌日）です。
- (2) 納期限までに納入されない場合は、延滞金及び督促手数料をいただくことがあります。必ず納期限内にお納めいただくようお願いいたします。

## 4. 納期の特例

- (1) 給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合の納入については、6月30日までに「市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出し、承認を受けることにより、特別徴収税額の6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。
- (2) 申請に必要な書類が必要な場合は、市民税係までご連絡ください。
- (3) 承認を受けた場合は、取消の通知がない限り納期の特例を継続しますので、以後申請書を提出していただく必要はありません。

## 5. 退職者の一括徴収

- (1) 退職等により、残税額を給与または退職手当等から一括徴収していただいた場合は、他の納税者の月割額と合わせて納入してください。この場合、納入書の「納入金額①」の欄を横線で抹消し、「納入金額②」の欄に一括徴収された金額と、他の納税者の税額との合計を記入してください。（納入書の記入のしかたP. 5 参照）

- (2) 退職後、納入書の送付や納入方法などで納税者にご不便をかけることをさけるために、退職される方の残税額は、できる限り退職時に一括徴収してくださるようご協力をお願いいたします。
- (3) 平成23年1月1日から4月30日までに退職し、残税額を超える給与または退職手当等が、5月31日までに支給される場合は、本人からの申し出がなくても、残税額をまとめて徴収してください。

## 6. 納税者の異動

退職、休職等により特別徴収ができなくなった場合や、転勤、転職により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合など、納税者に異動が生じたときは「給与所得者異動届出書」に所定の事項を記入し、すみやかに提出（送付）してください。（届出書の記載のしかたP. 8～10 参照）

## 7. 徴収税額等の変更

徴収税額等の変更が生じた場合は「特別徴収税額変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額に応じて徴収をお願いします。なお、納入書については、お申し出がない限り再発行はいたしませんので、当初お送りした納入書を変更の上ご使用ください。（納入書の記入のしかたP. 5 参照）

## 8. 所在地・名称等の変更

特別徴収義務者が、所在地・名称等を変更された場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」（P. 12）を提出いただきますようお願いいたします。

## 9. 新たに特別徴収を希望される場合

中途就職などで、普通徴収から特別徴収へ変更を希望される場合は、特別徴収への切替書（P. 13）をご利用ください。

## 退職所得にかかる市・県民税の特別徴収

### 1. 退職所得と市・県民税

(1) 退職所得とは、退職金や一時恩給など退職に際して勤務先から受けるもの、倒産のため退職せざるを得なくなった勤労者に対して弁済される未払賃金や社会保険制度に基づいて支給される一時金など(以下「退職手当等」といいます。)の所得を退職所得といいます。

(2) 市・県民税は、所得のあった年の翌年度に課税することになっていますが、退職手当等に係る市・県民税については、他の所得と分離して、所得税と同様に退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくことになっています。この市・県民税を「分離所得に係る所得割」といいます。

### 2. 対象となる人

対象となる人は、退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、本市内に住所所在のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除かれます。また、死亡により支払われる退職手当等は、相続税の課税対象となるため市・県民税は課税されません。

### 3. 税額計算のしかた

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} = \left( \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \right) \times \frac{1}{2}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

### 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (最低80万円)
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
	障害者になったことに直接起因して退職された場合は、上記により計算した控除額に100万円を加算します。

(注) 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げて計算してください。

退職所得の金額	×	税 率		=	税 額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

税 額		控 除 額		=	特別徴収すべき税額	
市民税額	県民税額	(A)×10%	(B)×10%		市民税額	県民税額
(A)	(B)	(C)	(D)		(A)-(C)	(B)-(D)

(注) 1 市民税額 (A)、県民税額 (B) は、端数処理を行わない。

2 控除額 (税額×10%) は、端数処理を行わない。

3 特別徴収すべき税額 (市民税額、県民税額) に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる (特別徴収すべき税額は100円単位)。

### 4. 納入方法

徴収していただいた分離課税に係る所得割は、その給与所得の市・県民税月割額と合わせて翌月の10日までに納入してください。

その際、納入書の金額を訂正し、また必ず裏面の納入申告書に所要事項を記載してください。

◎納入期限は徴収した翌月の10日です。

納期限までに下記の金融機関等へ納入してください。

・取扱金融機関

1、指定金融機関

南都銀行香芝支店

2、納付書にて振込みができる金融機関

- |            |            |
|------------|------------|
| ・南都銀行      | ・三菱東京UFJ銀行 |
| ・りそな銀行     | ・三井住友銀行    |
| ・みずほ銀行     | ・関西アーバン銀行  |
| ・近畿大阪銀行    | ・第三銀行      |
| ・奈良中央信用金庫  | ・大和信用金庫    |
| ・奈良県農業協同組合 |            |

・近畿2府4県のゆうちょ銀行（郵便局）

近畿2府4県以外のゆうちょ銀行（郵便局）で納付される場合は、ゆうちょ銀行備え付けの「払込取扱票」をご利用ください。（加入者名は「香芝市会計管理者」、口座番号は「00910-8-6584」です。）なお、この場合、通信欄に下記事項をお書き込みください。

①給与支払者の名称 ②特別徴収義務者番号

③連絡先電話番号

・香芝市役所収税課窓口

※納付書は機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数のあるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

市県民税を納期限を過ぎて納付された場合には、納期限までに納付された方との公平を保つため延滞金を納めていただくこととなります。

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることとなります。

## 納入書の記入のしかた

<b>納入金額に変更がある場合</b>	<p>★退職、一括徴収、転勤、税額変更等で給与分の納入金額を変更するときは…</p> <p>①納入金額(1)を横線で抹消する。</p> <p>②納入金額(2)の給与分と合計額に正しい税額を記入する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">市区町村コード</td> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 70%;">加入者名</td> </tr> <tr> <td>2 9 2 1 0 9</td> <td>00990-0-960319</td> <td>香芝市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>指定番号</td> <td>納入金額(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><del>50,000</del> 円</td> </tr> <tr> <td>納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。</td> <td>納給(※) 与(※) 分(※)</td> <td>退職所得分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限 平成 年 月 日</td> <td>額 督 促 手 数 料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取りまとめ金融機関</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〒539-8795 大阪府金事務所センター又は南都銀行 香芝支店</td> <td>(2) 合計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">0 0 0 1 0 0 0 0</td> </tr> </table>	市区町村コード	口座番号	加入者名	2 9 2 1 0 9	00990-0-960319	香芝市会計管理者	平成 年 月 日	指定番号	納入金額(1)			<del>50,000</del> 円	納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。	納給(※) 与(※) 分(※)	退職所得分					延滞金					納期限 平成 年 月 日	額 督 促 手 数 料		取りまとめ金融機関			〒539-8795 大阪府金事務所センター又は南都銀行 香芝支店	(2) 合計額				0 0 0 1 0 0 0 0	<p>→ ①横線で抹消 (訂正印は不要)</p> <p>→ ②給与分、合計額に正しい税額を記入</p>
	市区町村コード	口座番号	加入者名																																				
2 9 2 1 0 9	00990-0-960319	香芝市会計管理者																																					
平成 年 月 日	指定番号	納入金額(1)																																					
		<del>50,000</del> 円																																					
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。	納給(※) 与(※) 分(※)	退職所得分																																					
	延滞金																																						
納期限 平成 年 月 日	額 督 促 手 数 料																																						
取りまとめ金融機関																																							
〒539-8795 大阪府金事務所センター又は南都銀行 香芝支店	(2) 合計額																																						
		0 0 0 1 0 0 0 0																																					
<p>★退職所得分または延滞金が発生し、合算した金額に変更するときは…</p> <p>①納入金額(1)を横線で抹消する。</p> <p>②納入金額(2)の給与分、退職所得分、延滞金の内訳の該当欄に記入し、合計額も記入する。</p> <p>※この場合、納入金額(1)と給与分に変更がなくても納入金額(1)は横線で抹消し、納入金額(2)の給与分書き直してください。</p> <p>※退職所得分が発生した時は、納入書裏面の納入申告書に必要事項を記入してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">市区町村コード</td> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 70%;">加入者名</td> </tr> <tr> <td>2 9 2 1 0 9</td> <td>00990-0-960319</td> <td>香芝市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>指定番号</td> <td>納入金額(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><del>45,000</del> 円</td> </tr> <tr> <td>納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。</td> <td>納給(※) 与(※) 分(※)</td> <td>退職所得分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限 平成 年 月 日</td> <td>額 督 促 手 数 料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取りまとめ金融機関</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〒539-8795 大阪府金事務所センター又は南都銀行 香芝支店</td> <td>(2) 合計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">0 0 0 3 4 5 0 0 0</td> </tr> </table>	市区町村コード	口座番号	加入者名	2 9 2 1 0 9	00990-0-960319	香芝市会計管理者	平成 年 月 日	指定番号	納入金額(1)			<del>45,000</del> 円	納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。	納給(※) 与(※) 分(※)	退職所得分					延滞金					納期限 平成 年 月 日	額 督 促 手 数 料		取りまとめ金融機関			〒539-8795 大阪府金事務所センター又は南都銀行 香芝支店	(2) 合計額				0 0 0 3 4 5 0 0 0	<p>→ ①横線で抹消 (訂正印は不要)</p> <p>→ ②給与分、退職所得分、延滞金の該当欄と合計額に記入</p>	
市区町村コード	口座番号	加入者名																																					
2 9 2 1 0 9	00990-0-960319	香芝市会計管理者																																					
平成 年 月 日	指定番号	納入金額(1)																																					
		<del>45,000</del> 円																																					
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入してください。	納給(※) 与(※) 分(※)	退職所得分																																					
	延滞金																																						
納期限 平成 年 月 日	額 督 促 手 数 料																																						
取りまとめ金融機関																																							
〒539-8795 大阪府金事務所センター又は南都銀行 香芝支店	(2) 合計額																																						
		0 0 0 3 4 5 0 0 0																																					

㊦ 数字の頭に「¥」マークを記入しないでください。

金額欄記入例 枠からはみ出さぬようはつきりと記入してください。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

## ◎税額の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \text{(1) 総所得金額} - \text{(2) 所得控除額} = \text{課税総所得金額} \quad (\text{千円未満切捨}) \\
 \text{課税総所得金額} \times \left[ \text{(3) 市民税税率} - \text{(4) 調整控除} - \text{(5) 税額控除等} \right] = \text{(6) (所得割額 + 均等割額)} - \text{(7) 配当割・株式等譲渡所得控除} = \text{市民税税額} \\
 \text{課税総所得金額} \times \left[ \text{(3) 県民税税率} - \text{(4) 調整控除} - \text{(5) 税額控除等} \right] = \text{(6) (所得割額 + 均等割額)} - \text{(7) 配当割・株式等譲渡所得控除} = \text{県民税税額} \\
 \text{市民税税額} + \text{県民税税額} = \text{市・県民税年税額}
 \end{array}$$

(1) 総所得金額 前年の所得税法等の規定によって計算された金額

(2) 所得控除額 総所得金額から差し引かれる金額（下表を参照）

雑控除	損額	差引損失額－総所得金額等の合計額×10% 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 いずれか多いほうの金額 (注) 差引損失額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額
医療控除	費額	(支払った医療費の金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額の5%相当額 または10万円のうちいずれか低いほうの金額) 最高限度額200万円
社会保険料控除額		健康保険や厚生年金の掛金等の金額
小規模企業共済等掛金控除額		小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金の金額
生命保険料控除額 (一般)		支払った生命保険料(A) ① 15,000円以下の場合 A ② 15,000円を超え40,000円以下の場合 $A \times 1/2 + 7,500$ 円 ③ 40,000円を超え70,000円以下の場合 $A \times 1/4 + 17,500$ 円 ④ 70,000円を超える場合 35,000円
生命保険料控除額 (個人年金)		生命保険料控除額(一般)の計算方法と同じです。
地震保険料控除額		別表Iをご覧ください。
障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除額		それぞれ 260,000円 ただし、特別障害者の場合は、300,000円 特定寡婦の場合は、300,000円
配偶者控除額		330,000円 ただし、老人控除対象配偶者の場合は、380,000円 * 同居特別障害者の場合は、それぞれ23万円加算
配偶者特別控除		別表IIをご覧ください。

扶 養 除 額	一人につき ただし、 特定扶養の場合は、 老人扶養親族の場合は、 同居老親等の場合は、 ※ 同居特別障害者の場合は、それぞれ23万円加算	330,000円 450,000円 380,000円 450,000円
基 礎 控 除 額	330,000円	

(3) 所得割の税率

市民税	6%
県民税	4%

(4) 調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額			
合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
控除の種類	金額	控 除 の 種 類	金額
障害者控除	普通 1万円	扶養控除	一 般 5万円
	特別 10万円		特 定 18万円
寡婦控除	一般 1万円	老人	老 人 10万円
	特別 5万円		同居老親等 13万円
寡夫控除	1万円	同居特別障害者加算	12万円
勤労学生控除	1万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円 40万円以上45万円未満 3万円
配偶者控除	一般 5万円	基礎控除	基礎控除 5万円
	老人 10万円		

(5)-1 税額控除（配当控除）

種 類	課 税 所 得 金 額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投 資 信 託 等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(5)-2 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には当該金額）に下欄の割合を乗じた額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額） ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額） ※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額			
市 民 税	3 / 5	県 民 税	2 / 5

(5)-3 税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が5千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの ただし1の寄附金が5千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額）	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	85%
195万円を超え330万円以下	80%
330万円を超え695万円以下	70%
695万円を超え900万円以下	67%
900万円を超え1,800万円以下	57%
1,800万円超	50%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

(6) 均等割の税率

市 民 税	県 民 税
3,000円	1,500円

\* 平成18年度より、県民税均等割額には、奈良県森林環境税（500円）が含まれています。

別 表 I（地震保険料控除）

地 震 保 險 料 控 除	地震保険料	支払金額 控除額 50,000円以下のとき…支払金額の1/2 50,000円超のとき……………25,000円
	旧長期契約	支払金額 控除額 5,000円以下のとき……………全額 5,000円超15,000円以下のとき……………支払金額の1/2+2,500円 15,000円超のとき……………10,000円
地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円		

\* 旧長期損害保険契約－損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上のもの。

別 表 II（配偶者特別控除）

合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者を有する場合で、その配偶者の合計所得金額が38万円を超える場合、次の表による金額。（ただし、配偶者が、他の納税者の扶養親族とされる人・青色事業専従者として給与の支払を受ける人・白色事業専従者となっている人を除く。）

配偶者の合計所得金額	控 除 額
38万円まで	0円
380,001 ～ 449,999	33万円
450,000 ～ 499,999	31万円
500,000 ～ 549,999	26万円
550,000 ～ 599,999	21万円
600,000 ～ 649,999	16万円
650,000 ～ 699,999	11万円
700,000 ～ 749,999	6万円
750,000 ～ 759,999	3万円
760,000 ～	0円

(7)

## 記載例（退職で一括徴収する場合）

付  
受 印  
**22**

市民税給与支払報告  
県民税特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

平成 年 月 日 提出	香芝市長 様	給与者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名) 所在地 (住所)	〇 X 株式会社 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	担当者 人事課 給与係	21年度 特別徴収 指定番号 個人番号	22年度 特別徴収 指定番号 個人番号		
			639-0292 香芝市0001-1		氏名 香芝〇〇		123456 1		
フリガナ	カシバ 〇〇	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
氏名	香芝 〇〇		円	6月分から 9月分まで 円	10月分から 5月分まで 円	22年 10月20日	1 転勤 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他( )	1 特別徴収継続 ② 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	円 3   200   000 控除社会保険料額 円 3   10   000
住所	1月1日 現在 香芝市本町1-2-3		120   000	40   000	80   000				
◎給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。									
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 名称	特別徴収指定番号 (電話 - - )	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。						
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。									

理由	一括徴収する場合	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
①	異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 <span style="float: right;">本人の印 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">香芝</span></span>	10月25日	80,000 円	80,000 円	左記の一括徴収した税額は 10 月分で納入します。(翌月10日納期限)
②	異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
理由	一括徴収しない場合				
1	異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。				
2	特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)				
3	異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。				
4	死亡による退職のため。				

- 記載注意**
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
  - 太線で  で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
  - 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

A	B	C	D	E	F

あつても、必ず残税額をまとめて徴収していただく間の方については、本人からの申出がない場合は、

※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

## 記載例（退職で一括徴収しない場合）

付印  
22

市民税 給与支払報告  
県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

  

給与者	フリガナ	カサハ 〇〇〇	新	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
	氏名	香芝 〇〇		姓	円	円	円	22年 10月20日	② 退職 ③ 死亡 ④ 休職 ⑤ 長欠 ⑥ その他( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付する)
住所	1月1日現在	香芝市本町1-2-3								
住所	異動後			120,000	40,000	80,000				

◎給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地〒 名称	特別徴収指定番号 (電話 - - )	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。
-----------------------	------------	-----------------------	--

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

	一括徴収する場合	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 <span style="float: right;">本人の印 <input type="checkbox"/></span>	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	円	
徴収理由	一括徴収しない場合				
	① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。				旧特別徴収処理欄 21年度 月分以降の月割額は 22年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他 点検
	2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)				
	3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。				
4 死亡による退職のため。					

**記載注意**

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
- 太線  で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

A	B	C	D	E	F

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。



付 印  
受 22

市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
香芝市長 様  
平成 年 月 日 提出

整理番号

給与者	フリガナ	新	姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
	氏名			円	円	円	年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他( )	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	円 控除社会保険料額 円
住所	1月1日 現在									
住所	異動後									

◎給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地〒	特別徴収指定番号	左記特別徴収義務者へは月割額
名称		(電話 - - )	円を 月分から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

理由	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 本人の印	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
理由	一括徴収しない場合				
	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。				

旧特別徴収処理欄	21年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
	22年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

- 記載注意
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
  - 太線  で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
  - 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

A	B	C	D	E	F

(11) 届出書が複数必要な場合、コピーしてご使用ください。

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合で

※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

きりとりせん

## 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

納入書について  
住所・名称等の変更後に訂正した納入書はお送りしていません。当初の納入書を訂正のうえそのままお使いください。

平成 年 月 日  香芝市長 様	特別徴収義務者	所在地		指 定 番 号					
		名 称		連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係				
		代表者の職氏名印			氏名				
			印	電話	( )				

- 変更事項のみ記入してください。      ○ 誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。
- 訂正・誤りがある場合も、この用紙を利用してご連絡ください。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒 -	〒 -
フリガナ		
名 称		
電 話	( )	( )
備 考		変更年月日      平成 年 月 日

きりとりせん

## 中途就職者等の特別徴収への切り替え

普通徴収の納税者を就職などにより特別徴収に切り替える場合は、右の特別徴収への切替書に所要事項を記入して提出してください。

※普通徴収の納期限が到来している期の税額は、特別徴収に切り替えることができませんのでご注意ください。

※当市では、毎月、月末（最終金曜日予定）に一括電算処理する関係上、通知書及び納付書の発送が、翌月の1～3日頃になります。

連絡先

☎639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

香芝市役所総務部税務課市民税係

0745-76-2001（内線 141・142）

## 特別徴収への切替書

平成 年 月 日提出

本人	住所			
	氏名			
特別徴収義務者	所在地 (住所)			
	フリガナ 名称 (氏名)			
	指定番号	新規		
	給与計算の 締切日等	月 日までに文書が到着すれば 月分の給与から特別徴収可能		
	この連絡書 に回答され る方	係 氏名		
	電話番号			
普通徴収の 納税通知書番号				
納付済期	期分	納付済額		
その他連絡事項				

(きりとりせん)

平成23年度給与支払報告書（総括表）の提出について

送付用宛名としてお使いください。

〒639-0292  
奈良県香芝市本町1397番地

香芝市役所税務課  
市民税係 行  
(給与支払報告書在中)

・平成22年中に給与等の支払いがあった事業所におかれましては、個人別の給与支払報告書（個人別明細書）を作成し、受給者の平成23年1月1日現在の住所を置く市町村に報告していただくこととなります。

香芝市に報告いただくべき対象者があった場合は、以下の給与支払報告書（総括表）に必要事項を記入のうえ、平成23年1月末日までに給与支払報告書（個人明細書）と一緒に送付願います。※ご注意ください

- ①平成23年1月1日現在の住所、氏名、フリガナ、生年月日は、必ず記入してください。  
特に住所は、香芝市に実際に住所登録が無い場合、返却させていただく場合があります。
- ②摘要欄に控除対象配偶者及び扶養親族の名前を必ず記入してください。また、支払金額に前職分を含む場合、その会社名や支払金額等を記入してください。
- ③平成22年1月1日以後の退職者分についても提出してください。
- ④税務署に提出義務の無い方（支払総額が一定額以下の方）でも市町村には提出が必要です。

23

香芝市長 様

給与支払報告書(総括表)

平成 年 月 日提出 292109

きりとりせん

フリガナ		特別徴収義務者番号	
給与支払者の名称又は氏名	印	番	
フリガナ		香芝市への報告人員	
同 上 の 所 在 地	〒	在 職 者	人
		特 別 徴 収 (市民税を給与控除する方)	人
		普 通 徴 収 (市民税を自分で納付する方)	人
連絡者の氏名及び所属課係名ならびに電話番号	係 氏名 TEL 内線	退 職 者	人
		そ の 他	人
		合 計	人

切りとらないでください。1月31日までに提出してください。※給与支払報告書(個人別明細書)に必ず添えて

変更事項等連絡票

該当する事項に☑印をつけてください。

1. 下記事項に変更あり

- 所在地変更
- 名称変更
- 電話番号変更

2. 納入書について

- 必要
- 不要

変更がある場合のみ☑印をつけてください。従来通りの場合は記入しないでください。